

播磨町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

播磨町の人口は、33,604人（総務省「国勢調査(R2)」）となっており、平成7年以降横ばいで推移しているが、生産年齢人口は減少する一方、高齢人口は増加している。さらに、2050年には、人口が27,485人（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(R5)」）まで減少することが予想されている。

② 産業構造

本町は、町域面積の3割が海を埋め立てた人工島（新島・東新島）となっており、沿岸部も含め、製造業が多数立地し、播磨臨海工業地帯の一端を担っている（町内総生産に占める割合：70.3%）。

内陸部には、建設業、卸売業、小売業、飲食サービス業など多様な業種の中小企業者が所在し、本町の経済や雇用を支えている。

③ 中小企業者の実態

事業所数、従業員数ともに減少傾向にあり、高齢化や人手不足といった課題に加え、原油価格や原材料価格高騰、賃金上昇等の環境変化への対応が求められている。

こうした状況を鑑み、町内中小企業者に先端設備等の導入を促し、労働生産性の向上を図ることが不可欠である。

(2) 目標

幅広い中小企業者に、労働生産性の向上に寄与する設備投資や賃上げを促し、経営基盤や競争力の強化、町内での雇用機会の創出を図る。

これを実現するため、本計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、町内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められる者は、認定の対象としない。

(3) 町税の滞納のある者は本認定の対象としない。